

特定非営利活動法人 臨床試験推進機構

コンプライアンス基本方針

(総則)

第1条 本基本方針（以下、本方針）では、特定非営利活動法人 臨床試験推進機構（以下、当機構）における基本的なコンプライアンス方針を定める。

(定義)

第2条 本方針において「コンプライアンス」とは、法令、定款に定める諸規定、行動規範及び社内規則（以下「法令等」という）を遵守することをいう。

(職員の責務)

第3条 職員は、前条の基本方針をふまえ、法令等を誠実に遵守することはもとより、社会人としての良識と責任をもって業務を遂行しなければならない。

(職員の禁止事項)

第4条 職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 自ら法令等に違反する行為
- (2) 他の職員に対して法令等に違反する行為を指示・教唆する行為
- (3) 他の職員の法令等に違反する行為を黙認する行為

(通報の義務)

第5条 職員は、他の職員が前条に違反する行為を行っていることを知ったときは、速やかに当機構に通報しなければならない。

(懲戒処分等)

第6条 第6条 当機構は第4条の規定に違反した職員に対し、社内規則に従い懲戒処分等を課することができる。

(免責の制限)

第7条 職員は、次に掲げることを理由として自らが行った法令等に違反する行為の責任を免れることはできない。

- (1) 法令等について正しい知識がなかったこと
- (2) 法令等に違反しようとする意思がなかったこと

- (3) 他の職員の指示・教唆により行ったこと
- (4) 機構の利益を図る目的で行ったこと

(事前相談)

第8条 職員は、自らの行動や意思決定が法令等に違反するかどうかの判断に迷うときは、あらかじめ「個人情報・コンプライアンス相談窓口」に相談することができる。

(相談対応)

第9条 コンプライアンスについて相談を受けた場合、相談を受けた窓口職員は当機構の「個人情報・コンプライアンス担当」理事に報告する。担当理事はこの相談事項への対応の要否を検討のうえ、必要に応じて対応策を講じなければならない。

(コンプライアンス研修)

第10条 当機構は、次に掲げる目的のため、必要に応じ研修会を開催する。

- (1) コンプライアンスへの関心を高めること
- (2) コンプライアンスについて正しい知識を付与すること

(コンプライアンス相談窓口)

第11条 当機構のコンプライアンスについての問い合わせや意見等の連絡先は以下とする。

特定非営利活動法人臨床試験推進機構
大阪消化管がん化学療法研究会 事務局内
個人情報・コンプライアンス相談窓口
〒540-0003 大阪市中央区森ノ宮中央 1-14-2
鶴森ノ宮ビル 2F 南
TEL 06-4790-7121 FAX 06-4790-7122

2016年 9月 15日

特定非営利活動法人 臨床試験推進機構
代表理事 古河 洋

